

会員各位

細則の改定について

2019年7月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 清川 兼輔
制度検討委員会
委員長 櫻井 裕之

2019年5月16日の通常総会にて専門医生涯教育制度施行細則、形成外科領域指導医制度細則、皮膚腫瘍外科分野指導医細則、小児形成外科分野指導医細則、会員の懲罰に関する規程の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

1. 専門医生涯教育制度施行細則 【理事会承認報告】

改正の理由：実習講習の単位付与に該当する規程がないため整備した。

新	旧
第6条 第2条で認められた国際学会、関連学会ならびに研究会以外について、 <u>実習講習やe-learningなど、別途委員会が審査、決定した単位を認めることができる。</u>	第6条 第2条で新たに認めた単位数は後に <u>評議員会で承認を受ける。</u>
第7条 第2条、第6条で新たに認めた単位数は <u>速やかに理事会に報告する。</u>	
第8条 この細則の改廃は、 <u>理事会において行う。</u>	第7条 この細則の改廃は、 <u>理事会において行う。</u>

2. 形成外科領域指導医制度細則 【総会承認】

改正の理由：指導医資格を保持し続けることが実質的な資格更新に該当すると考えられ、資格保持者の煩雑さを軽減するため。

新	旧
<p>第 17 条（指導医資格の更新） 指導医制度第 3 条の分野指導医に関しては、認定対象となった学会の専門医資格の更新に合わせて、すみやかに本学会に資格更新報告書を提出しなければならない。指導医制度第 4 条の特定分野指導医に関しては資格更新報告書の提出は求めない。形成外科領域指導医に関しては、<u>前述の資格更新報告書をもとに第 10 条（2）を満たし、かつ連続して形成外科領域専門医であることが確認される限り、形成外科領域指導医資格は保持され、改めての更新手続きは不要である。</u></p>	<p>第 17 条（指導医資格の更新） 指導医制度第 3 条の分野指導医に関しては、認定対象となった学会の専門医資格の更新に合わせて、すみやかに本学会に資格更新報告書を提出しなければならない。指導医制度第 4 条の特定分野指導医に関しては別に更新手続きを定める。形成外科領域指導医に関しては、<u>各分野指導医の資格更新状況その他一定の審査を経て 5 年ごとに更新手続きを行う。</u></p>

3. 皮膚腫瘍外科分野指導医細則（小児形成外科分野指導医細則も同様）【総会承認】

改正の理由：産休・育休期間中の分野指導医資格を、専門医資格同様とした。

新	旧
<p>第 16 条 特定分野指導医等の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を 2 年間停止する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。<u>停止期間中は更新の申請資格は保有するが特定分野指導医資格は停止する。なお、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。</u></p>	<p>第 16 条 特定分野指導医等の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を 2 年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。なお、<u>海外留学、病気、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。</u></p>

4. 会員の懲罰に関する規程 【理事会承認報告】

改正の理由：現状の運用に即すため。

新	旧
<p>第 4 条 理事会は、第 3 条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、<u>必要に応じ当該行為に係わる調査特別委員会等を設立し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。</u></p>	<p>第 4 条 理事会は、第 3 条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、<u>直ちに当該行為に係わる調査特別委員会を設立し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。</u></p>

以上